

## ○工事の入札における疑義申立て手続に関する取扱要綱

平成23年9月13日

施行

### (趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)が発注する工事に係る入札(落札候補者が決定しなかった場合の入札を除く。以下同じ。)の透明性及び公正性を確保するため、入札に参加した者が、当該工事に係る設計書(以下「設計書」という。)の内容の閲覧及び疑義申立てを行う場合の手続について必要な事項を定める。

### (申立ての対象)

第2条 設計書に係る積算内容の疑義申立ては、企業団が発注する工事に係る入札を対象とし、入札前に公表された設計図書に含まれる設計書について、金額入り設計書(金額及び数量が記載された設計書をいう。以下同じ。)を確認しなければ判明しない積算上の疑義(入札前に質問に対する回答がされたものを除く。)とする。

### (設計書の閲覧)

第3条 入札参加者(疑義の対象となる入札に参加した者をいう。以下同じ。)は、設計書に係る積算内容に疑義があるときは、開札日(落札保留通知日)の午後1時から翌日までの間に金額入り設計書を閲覧することができる。

2 前項に規定する閲覧は、契約検査課窓口で保留通知書又は会社の身分証明書等並びに工事費内訳書を提示することにより行わなければならない。

### (申立て手続)

第4条 入札参加者は金額入り設計書の閲覧後、疑義の申立てを行うときは、疑義申立書(第1号様式)を契約検査課に提出するものとする。

2 前項に規定する申立ては、開札日(落札保留通知日)の翌日から起算して前条第1項に定める期間までに行うものとする。

3 前項及び前条第1項に規定する期間は、企業団の休日を定める条例(平成2年神奈川県内広域水道企業団条例第3号)第1条第1項に規定する休日を除いて定めるものとする。

### (申立ての回答)

第5条 契約検査課長は、疑義の申立てがあったときは、当該工事を所管する課長(組織等に関する規程(昭和44年神奈川県内広域水道企業団企業管理規程第1号)第6条第1項に規定する課長、場長及び所長をいう。以下「工事担当課長」という。)に設計内容の確認を依頼するものとする。

- 2 工事担当課長は、前項の確認を行った後、契約検査課長にその結果を速やかに報告するものとする。
- 3 契約検査課長は、当該入札に係る落札者の決定又は入札の取消しの前までに、当該申立てに対する確認結果を書面(第2号様式)により遅滞なく回答するものとする。

(申立て結果の取扱い)

第6条 疑義の申立てがあった入札の取扱いは、前条の確認結果に基づき、次の各号のとおりとする。

- (1) 設計内容に誤りがなかった場合は、当該入札事務を継続する。
- (2) 設計内容に誤りがあった場合は、次により入札の有効・無効を決定する。
  - ア) 設計誤りが原因で落札候補者に変更が生じる場合は、入札を無効とし、改めて入札を執行するものとする。
  - イ) 落札候補者に変更が生じない場合は、入札を有効とする。この場合、契約は落札金額で締結し、後日設計誤りを補正して設計し直した金額に落札率を乗じた金額で変更契約を締結するものとする。ただし、落札候補者に変更が生じない場合であっても、落札候補者が契約を望まない場合は入札を無効とし、改めて入札を執行するものとする。
- 2 前項第2号に該当するときは、設計誤りの内容及び入札の効力等について速やかに企業団ホームページにおいて公表するものとする。

(その他)

第7条 入札への疑義申立ての内容及び調査の結果、この対応によることでは公正妥当な事後処理とならない場合は、当該疑義の内容等を踏まえて適切に対応するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年9月13日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による。

附 則 抄

(施行期日)

1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則 抄

##### (施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、令和2年2月18日から施行する。

2 この要綱による改正後の工事の入札における疑義申立て手続に関する取扱要綱の規定は、この要綱の施行日以後の公告に係る契約について適用し、同日前の公告に係る契約については、なお従前の例による

第1号様式(第4条関係)・第2号様式(第5条関係)は省略